

# ○特定非営利活動促進法

平成二十九年一月一日以降有効な目規定  
改正法令一覽  
七法七〇 本則 平成二九・六六まで施行

## 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二八・六六)

### 第一節 総則(目的及び趣旨)

#### 第一条(目的)

この法律において、仮認定特定非営利活動法人とは、第五十八條第一項の仮認定を受けた特定非営利活動法をいう。

#### 第二条(定義)

この法律において、前項の認定の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告するとともに、同項第一号、第二号及び第五号、第七号及び第八号に掲げる書類を、申請書を受領した日から二日間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

#### 第三条(設立の認証)

所轄庁は、前項の認定の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告するとともに、同項第一号、第二号及び第五号、第七号及び第八号に掲げる書類を、申請書を受領した日から二日間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

#### 第四条(設立の認証)

所轄庁は、前項の認定の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告するとともに、同項第一号、第二号及び第五号、第七号及び第八号に掲げる書類を、申請書を受領した日から二日間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

#### 第五条(設立の認証)

所轄庁は、前項の認定の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告するとともに、同項第一号、第二号及び第五号、第七号及び第八号に掲げる書類を、申請書を受領した日から二日間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

#### 第六条(設立の認証)

所轄庁は、前項の認定の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告するとともに、同項第一号、第二号及び第五号、第七号及び第八号に掲げる書類を、申請書を受領した日から二日間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

#### 第七条(設立の認証)

所轄庁は、前項の認定の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告するとともに、同項第一号、第二号及び第五号、第七号及び第八号に掲げる書類を、申請書を受領した日から二日間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

#### 第八条(設立の認証)

所轄庁は、前項の認定の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告するとともに、同項第一号、第二号及び第五号、第七号及び第八号に掲げる書類を、申請書を受領した日から二日間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

#### 第九条(設立の認証)

所轄庁は、前項の認定の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告するとともに、同項第一号、第二号及び第五号、第七号及び第八号に掲げる書類を、申請書を受領した日から二日間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

#### 第十条(設立の認証)

所轄庁は、前項の認定の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告するとともに、同項第一号、第二号及び第五号、第七号及び第八号に掲げる書類を、申請書を受領した日から二日間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

#### 第十一条(設立の認証)

所轄庁は、前項の認定の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告するとともに、同項第一号、第二号及び第五号、第七号及び第八号に掲げる書類を、申請書を受領した日から二日間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

## 事業報告書等の公開

第三〇条(所轄庁) 特定非営利活動法人が提出を受けた事業報告書等(過去三年間に提出を受けたものに限る)、役員名簿又は定款等については、閲覧又は謄写の請求があつたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧せよ。又は謄写させなければならない。

## 報告及び検査

第四〇条(所轄庁) 所轄庁は、特定非営利活動法人、認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下の項及び次項において同じ。が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

## 第三章 認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人

### 第一節 認定の基準

#### 第四二条(一) 杜書略

#### (二) 杜書略

#### (三) 杜書略

#### (四) 杜書略

#### (五) 杜書略

#### (六) 杜書略

#### (七) 杜書略

#### (八) 杜書略

#### (九) 杜書略

#### (十) 杜書略

#### (十一) 杜書略

#### (十二) 杜書略

#### (十三) 杜書略

#### (十四) 杜書略

#### (十五) 杜書略

#### (十六) 杜書略

#### (十七) 杜書略

#### (十八) 杜書略

#### (十九) 杜書略

#### (二十) 杜書略

#### (二十一) 杜書略

#### (二十二) 杜書略

## 役員報酬規程等の公開

第五二条(所轄庁) 特定非営利活動法人から提出を受けた第四十四条第一項第一号若しくは第三号に掲げる書類又は第五十四條第一項第二号、第四号までに掲げる書類、同条第四項の書類若しくは同条第四項の書類(過去三年間に提出を受けたものに限る)については、閲覧又は謄写の請求があつたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧せよ。又は謄写させなければならない。

## 第一節 仮認定特定非営利活動法人

### 第五八条(一) 仮認定

特定非営利活動法人であつて新たに設立されたものうち、その運営組織及び事業の動向が適正であつて特定非営利活動法の健全な発展の基礎を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の仮認定を受けることができる。

### 第五九条(二) 仮認定

第四十四條第二項第一條に係る部分を除く。及び第三項の規定は、前項の仮認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。この場合において、同条第三項中「五年」の「認定」を「仮認定」とするものとする。

### 第六〇条(三) 仮認定

特定非営利活動法人が、助成金の支給を行つたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実態を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して三年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備置しなければならない。

### 第六一条(四) 仮認定

認定特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し(その金額が二百万円以下のものを除く。次条第二項において同じ)を行うときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、事前に、その金額及び用途並びにその予定日、突合に対する事後遅滞なく、その金額及び用途並びにその実施日を記載し書類を作成し、その作成の日から起算して三年が経過した日を含む事業年度の末日まで経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備置しなければならない。(改正により附則)

### 第六二条(五) 仮認定

認定特定非営利活動法人は、第四十四條第二号までに掲げる書類、第三項の書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。(改正後)

### 第六三条(六) 仮認定

認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行つたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実態を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して三年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備置しなければならない。

### 第六四条(七) 仮認定

認定特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し(その金額が二百万円以下のものを除く。次条第二項において同じ)を行うときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、事前に、その金額及び用途並びにその予定日、突合に対する事後遅滞なく、その金額及び用途並びにその実施日を記載し書類を作成し、その作成の日から起算して三年が経過した日を含む事業年度の末日まで経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備置しなければならない。

### 第六五条(八) 仮認定

認定特定非営利活動法人は、第四十四條第二号までに掲げる書類、第三項の書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

### 第六六条(九) 仮認定

認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行つたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実態を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して三年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備置しなければならない。

### 第六七条(十) 仮認定

認定特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し(その金額が二百万円以下のものを除く。次条第二項において同じ)を行うときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、事前に、その金額及び用途並びにその予定日、突合に対する事後遅滞なく、その金額及び用途並びにその実施日を記載し書類を作成し、その作成の日から起算して三年が経過した日を含む事業年度の末日まで経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備置しなければならない。

### 第六八条(十一) 仮認定

認定特定非営利活動法人は、第四十四條第二号までに掲げる書類、第三項の書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

### 第六九条(十二) 仮認定

認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行つたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実態を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して三年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備置しなければならない。

## 役員報酬規程等の公開

第五二条(所轄庁) 特定非営利活動法人から提出を受けた第四十四条第一項第一号若しくは第三号に掲げる書類又は第五十四條第一項第二号、第四号までに掲げる書類、同条第四項の書類若しくは同条第四項の書類(過去三年間に提出を受けたものに限る)については、閲覧又は謄写の請求があつたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧せよ。又は謄写させなければならない。

## 第一節 仮認定特定非営利活動法人

### 第五八条(一) 仮認定

特定非営利活動法人であつて新たに設立されたものうち、その運営組織及び事業の動向が適正であつて特定非営利活動法の健全な発展の基礎を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の仮認定を受けることができる。

### 第五九条(二) 仮認定

第四十四條第二項第一條に係る部分を除く。及び第三項の規定は、前項の仮認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。この場合において、同条第三項中「五年」の「認定」を「仮認定」とするものとする。

### 第六〇条(三) 仮認定

特定非営利活動法人が、助成金の支給を行つたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実態を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して三年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備置しなければならない。

### 第六一条(四) 仮認定

認定特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し(その金額が二百万円以下のものを除く。次条第二項において同じ)を行うときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、事前に、その金額及び用途並びにその予定日、突合に対する事後遅滞なく、その金額及び用途並びにその実施日を記載し書類を作成し、その作成の日から起算して三年が経過した日を含む事業年度の末日まで経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備置しなければならない。

### 第六二条(五) 仮認定

認定特定非営利活動法人は、第四十四條第二号までに掲げる書類、第三項の書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

### 第六三条(六) 仮認定

認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行つたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実態を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して三年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備置しなければならない。

### 第六四条(七) 仮認定

認定特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し(その金額が二百万円以下のものを除く。次条第二項において同じ)を行うときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、事前に、その金額及び用途並びにその予定日、突合に対する事後遅滞なく、その金額及び用途並びにその実施日を記載し書類を作成し、その作成の日から起算して三年が経過した日を含む事業年度の末日まで経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備置しなければならない。

### 第六五条(八) 仮認定

認定特定非営利活動法人は、第四十四條第二号までに掲げる書類、第三項の書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

### 第六六条(九) 仮認定

認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行つたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実態を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して三年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備置しなければならない。

### 第六七条(十) 仮認定

認定特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し(その金額が二百万円以下のものを除く。次条第二項において同じ)を行うときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、事前に、その金額及び用途並びにその予定日、突合に対する事後遅滞なく、その金額及び用途並びにその実施日を記載し書類を作成し、その作成の日から起算して三年が経過した日を含む事業年度の末日まで経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備置しなければならない。

### 第六八条(十一) 仮認定

認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行つたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実態を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して三年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備置しなければならない。

### 第六九条(十二) 仮認定

認定特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し(その金額が二百万円以下のものを除く。次条第二項において同じ)を行うときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、事前に、その金額及び用途並びにその予定日、突合に対する事後遅滞なく、その金額及び用途並びにその実施日を記載し書類を作成し、その作成の日から起算して三年が経過した日を含む事業年度の末日まで経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備置しなければならない。

けたとき。

認定特定非営利活動法人に関する規定の準用

第六五条 第四十六条から第五十二条から第五十六条まで及び第五十七条から第五項の規定は、仮認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第五十四条第一項及び第二項中「五年間」とあるのは「三年間」と、同条第三項及び第四項中「三年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「第六六条の有期間の満了の日」と読み替えるものとする。

第三三条(略)

② 仮認定特定非営利活動法人が仮認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人であるものを除く。)と合併して設立した合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した合併後存続する特定非営利活動法人は、その併について所轄庁の認可がされるときに限り、合併によって設立した特定非営利活動法人のこの法律の規定による仮認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

第三二条(略)

③ 第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第三十四条第三項の認証の申請を併せて、所轄庁に第一項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。

第三一条(略)

④ 前項の申請があつた場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その処分がされるまでの間は、合併によって消滅した特定非営利活動法人がこの法律の規定による認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人としての地位を承継しているものとみなす。

第三〇条(略)

⑤ (報告及び検査)

第六四條(一) 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」といふ)が法令(法令に基いて、認定特定非営利活動法人等)は定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあるとき認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告させ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務若しくは他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

認定又は仮認定の取消し

第六七条(一) (略)

第六七条(二) (略)

第六七条(三) (略)

第二二十九条 第五十二條第四項又は第五十四條第五項の規定を遵守しないとき。

三 (略)

③ 前二項の規定は、第五十八條第一項の仮認定について準用する。この場合において、第一項第一号中「第五十二條第二項の有期間の更新又は第六十三條第一項の認定」とあるのは、又は第六十三條第一項の認定」と読み替えるものとする。

第四 (略)

④ 第四十三條第二項及び第四項、第四十九條第一項から第三項まで並びに第六十五條第七項の規定は、第一項又は第三項による認定の取消し(第六九條において「認定の取消し」といふ。)及び前項において準用する第一項又は第二項の規定による仮認定の取消し(同条において「仮認定の取消し」といふ。)について準用する。

第六九條(内閣府の指示)

第六九條(内閣府の指示) この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関し、地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときは、所轄庁に対し、第六十五條第六項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令、第六十六條第一項の規定による命令又は認定の取消し若しくは仮認定の取消しその他の措置を採るべきことを指示することができる。

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用

第七五條(略)

第七五條(略) 第三十九條第二項において準用する場合を含む。同条第二項の規定による備置並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五條第一項の規定による作成及び備置、第四十五條第一項、第五十一條第五項及び第六十三條第五項において準用する場合を含む。同条第五項による閲覧、第五十二條第四項(第六十二條において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、第五十四條第一項(第六十二條(第六十三條第五項において準用する場合を含む。)及び第六十三條第五項において準用する場合を含む。)の規定による備置並びに第五十四條第五項(第六十二條において準用する場合を含む。)の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)の規定を適用する場合には、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九條の規定は、適用しない。

第七七條(略)

第七七條(略) 偽りその他の不正の手段により第四十四條第一項の認定、第五十一條第二項の有効期間の更新、第五十八條第一項の仮認定又は第六十三條第一項若しくは第一項の認定を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七八條(註略)

四一三(略)

四一三(略) 第六二條において準用する第五十條第一項の規定に違反して、仮認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者、第五六二條において準用する第五十條第一項の規定に違反して、他の仮認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者、六・七(略)

第八〇條(註略)

四一三(略)

四一三(略) 第六二條第一項若しくは第二項、第五十四條第一項(第六十二條(第六十三條第五項において準用する場合を含む。))及び第六十三條第五項において準用する場合を含む。又は第五十四條第二項から第四項まで(これらの規定を第六十二條において準用する場合を含む。))の規定に違反して、書面を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき、五一三(略)